

議案第 1 号

金沢市交通まちづくり協議会の組織改編（分科会の新設）について

1. 組織改編の概要

(1) 「第 4 次金沢交通戦略策定分科会」の新設

〔理由〕

第 3 次金沢交通戦略（地域公共交通計画）の計画期間が令和 9 年度末で完了となることから、次期計画策定のための分科会を新設する。

〔内容〕



〔所管〕

第 4 次金沢交通戦略の策定にあたり必要となる事項についての調査、検討及び協議に関すること。

〔委員構成〕

学識経験者（分科会長）、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所計画課長、
国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課長、石川県企画振興部交通総合対策監室交通政策課長、
石川県土木部都市計画課長、石川県警察本部交通部交通企画課長、一般社団法人石川県タクシー協会専務理事、
一般社団法人石川県トラック協会専務理事、西日本旅客鉄道株式会社金沢支社地域共生室長、
北陸鉄道株式会社企画推進部長、西日本ジェイアールバス株式会社北陸支店長、
I R いしかわ鉄道株式会社経営企画部長、金沢市町会連合会、金沢市 P T A 協議会、金沢市身体障害者団体連合会、
金沢市老人連合会、金沢市校下婦人会連絡協議会、金沢まちづくり学生会議、一般社団法人金沢経済同友会、
金沢商工会議所、株式会社金沢商業活性化センター、一般社団法人金沢市観光協会 【計 22 名】

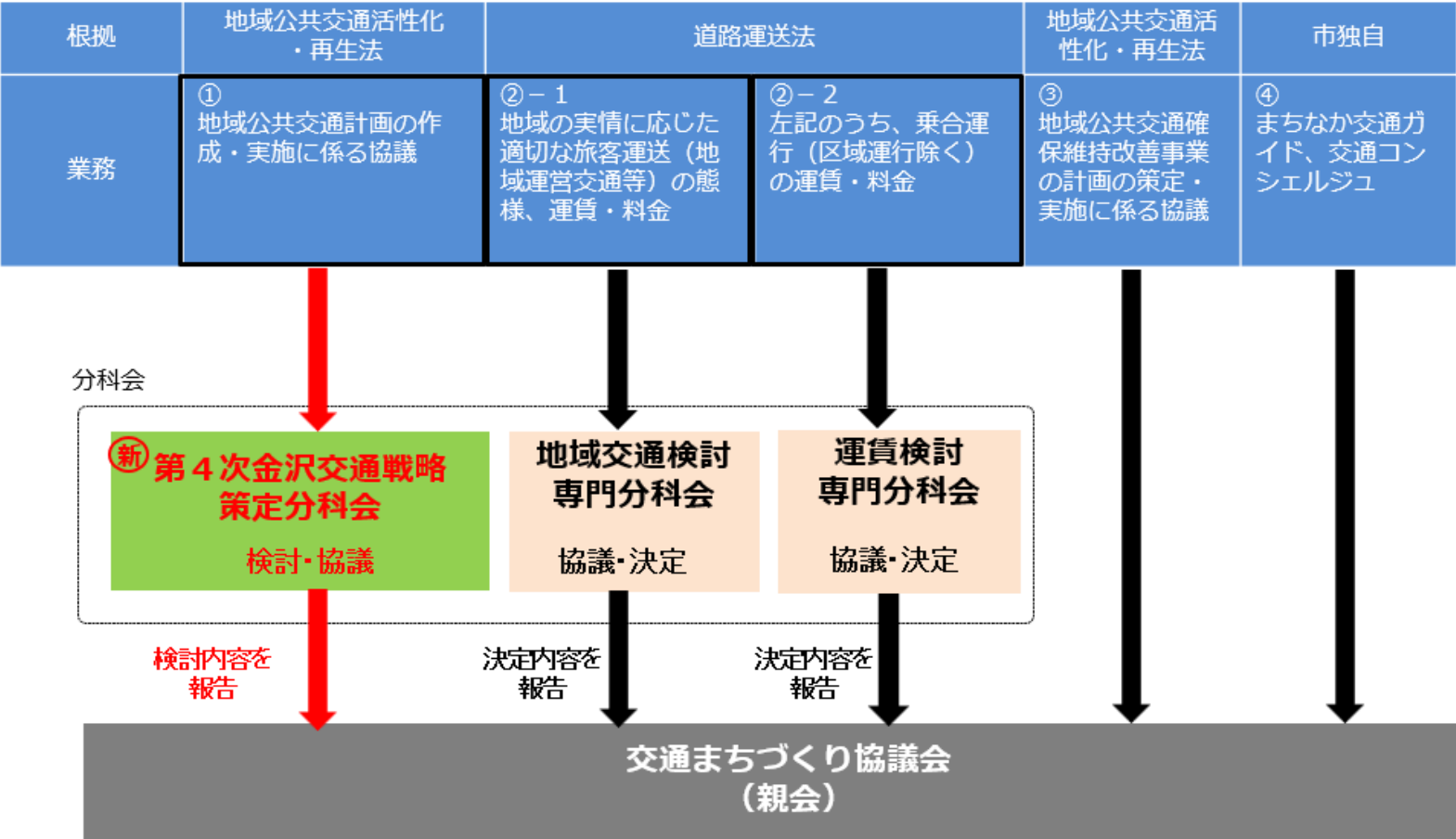
(2) 適用

令和 8 年 8 月 24 日から施行

2. 組織体制

金沢市交通まちづくり協議会（H20.3設置）

赤字：変更箇所



金沢市交通まちづくり協議会第4次金沢交通戦略策定分科会

第4次金沢交通戦略策定分科会規程（案）	
金沢市交通まちづくり協議会第4次金沢交通戦略策定分科会規程	制定 令和8年 月 日
（目的） 第1条 第4次金沢交通戦略（地域公共交通計画）の作成に当たり、専門的な調査、検討及び協議を行うため、金沢市交通まちづくり協議会規約第10条の規定に基づき、金沢市交通まちづくり協議会（以下「協議会」という。）に第4次金沢交通戦略策定分科会（以下「分科会」という。）を置く。 （所管事項） 第2条 分科会は、次の各号に掲げる事項を所管する。 （1）第4次金沢交通戦略（地域公共交通計画）の作成に当たり必要な事項についての調査、検討及び協議に関すること。 （2）前号に掲げるもののほか、分科会の目的を達成するために必要なこと。 （組織） 第3条 分科会は、別表に掲げる委員（以下「分科会員」という。）をもって組織する。 2 分科会に、分科会長1名を置く。 （分科会長） 第4条 分科会長は、あらかじめ協議会の会長が指名した者が務める。 2 分科会長は、分科会を代表し、その会務を総理する。 （委員の任期） 第5条 委員の任期は、次のとおりとする。 （1）別表に掲げる委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。 （2）前号以外の委員については、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。 （会議） 第6条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が招集し、分科会長が議長となる。 2 分科会員は、必要があると認めるときは、分科会長に対し、会議の招集を要請することができる。 3 分科会員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ分科会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該分科会員の出席とみなす。 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。	

5 分科会は、必要があると認めるときは、分科会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、分科会長が別に定める。

(分科会協議結果の協議会への報告義務)

第7条 分科会で協議が調った事項については、協議会へ報告し、協議会で協議しなければならない。

(処務)

第8条 分科会の処務は、協議会の事務局が行う。

附 則

1 この規程は、令和8年 月 日から施行する。

2 この規程は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表

区 分	委 員
学識経験者	
国	国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 計画課長
	国土交通省 北陸信越運輸局 交通政策部 交通企画課長
県	石川県 企画振興部 交通総合対策監室 交通政策課長
	石川県 土木部 都市計画課長
	石川県 警察本部 交通部 交通企画課長
交通事業者等	一般社団法人石川県タクシー協会 専務理事
	一般社団法人石川県トラック協会 専務理事
	西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 地域共生室長
	北陸鉄道株式会社 企画推進部長
	西日本ジェイアールバス株式会社 北陸支店長
	I R いしかわ鉄道株式会社 経営企画部長

	市民団体	金沢市町会連合会	
		金沢市P T A協議会	
		金沢市身体障害者団体連合会	
		金沢市老人連合会	
		金沢市校下婦人会連絡協議会	
		金沢まちづくり学生会議	
	経済団体	一般社団法人金沢経済同友会	
		金沢商工会議所	
	商業者等	株式会社金沢商業活性化センター	
	観光団体	一般社団法人金沢市観光協会	

議案第 2 号

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）（案）について

国庫補助である地域公共交通バリア解消促進等事業補助金の申請を行う際に必要であるため、生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）を策定する。

（生活交通改善事業計画の取組）

公共交通での移動のバリアフリー化を進めるため、以下の指標を策定する。

- ・ ノンステップバス導入 台数：12 台
- ・ 福祉タクシー導入 台数：26 台
- ・ バス停上屋等整備 4 箇所（「中央市場口」バス停、「西念西」バス停、「西念南」バス停、「広岡」バス停）
うち、「西念西」バス停、「西念南」バス停、「広岡」バス停は固定式ベンチの設置のみ

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和 8 年 月 日
金沢市交通まちづくり協議会
会長 新保 博之

1. 生活交通改善事業計画の名称

金沢市生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

本市においては、少子高齢社会の進展、特に高齢者人口（割合）の増加とともに、高齢化や障害等によりマイカーを運転できなくなる住民に対応するための、公共交通による移動手段の確保が重要な課題となっている。

そのため、地域内の福祉タクシーの車両を増加させることにより、高齢者や障害者等が公共交通を利用しやすい環境を整備する必要がある。

（参考）

	平成 22 年 12 月	令和 7 年 12 月
金沢市全体	445,959 人	441,947 人
うち 0～64 才	351,439 人（78.8%）	317,725 人（71.9%）
65 才以上	94,520 人（21.2%）	124,222 人（28.1%）
	平成 22 年 12 月	令和 7 年 12 月
市内運転免許保有者	291,599 人	305,897 人
うち 65 才以上	41,475 人（14.2%）	75,234 人（24.6%）

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

（1）事業の目標

市内の公共交通分担率を、現況（H30）の 9%から令和 14 年までに 10%以上とする。
（「第 3 次金沢交通戦略」成果指標による）

令和 8 年 3 月 31 日時点で、地域内には 56 台の福祉タクシー車両が存在するが、令和 8 年に 26 台導入して、82 台まで増加させる。

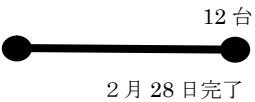
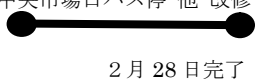
（2）事業の効果

福祉タクシーを導入することにより、高齢者や障害者等の移動の円滑化が図られるとともに、マイカー利用（送迎含む）からの転換によるタクシーの公共交通の利用者が増加することが期待できるほか、本市が進める「第 3 次金沢交通戦略」、「交通バリアフリー基本構想」の実現につながる。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者						
(１) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）						
（内容） <ノンステップバス導入> ・大型バス車両：北陸鉄道株式会社 ・ ・ ・ 12 台 <福祉タクシー導入> ・スロープ付タクシー車両 ：北陸さくら交通株式会 ・ ・ ・ 1 台 ・ユニバーサルデザインタクシー 1 級：平和タクシー株式会社 ・ ・ ・ 2 台 株式会社富士タクシー ・ ・ ・ 5 台 有限会社プロタクシー ・ ・ ・ 5 台 ・ユニバーサルデザインタクシー 準 1 級：石川交通株式会社 ・ ・ ・ 4 台 金沢第一交通株式会社 ・ ・ ・ 4 台 ・ジャパンタクシー ：石川近鉄タクシー株式会社 ・ ・ ・ 5 台 ※台数は、令和８年度の導入予定台数（令和９年度以降は未定） <バス停上屋等整備> ・北陸鉄道株式会社 「中央市場口」バス停、「西念西」バス停、 「西念南」バス停、「広岡」バス停						
（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の３区分における運賃割引率について） ・タクシー 身体・知的・精神 1 割						
(２) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）						
〈バス車両の導入に係る事業〉 金沢市内を運行する移動円滑化基準適合車両導入台数（関係分 令和７年度末現在） ・乗合バス 総車両台数 282 台 うち 適合車両 282 台（ノンステップ 200 台）						
〈福祉タクシーの導入に関する事業〉						
〈バスターミナルに係る事業〉						

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
8 年度（当該年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負 担割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
ノンステップ バス	307,340 千円	13,440 千円	6,720 千円	6,720 千円	280,460 千円
	100%	4.4%	2.2%	2.2%	91.2%
福祉 タクシー 導入	72,350 千円	11,200 千円	0 千円	0 千円	61,150 千円
	100%	15.5%	0%	0%	84.5%
バス停上屋 等整備	7,245 千円	1,931 千円	965 千円	965 千円	3,384 千円
	100%	26.7%	13.3%	13.3%	46.7%

合 計	386,935 千円	26,571 千円	7,685 千円	7,685 千円	344,994 千円
	100%	6.9%	2.0%	2.0%	89.1%
※総事業費については見込み額を記載。 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。					
9 年度（翌年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
	千円	千円	千円	千円	千円
	%	%	%	%	%
合 計	千円	千円	千円	千円	千円
	%	%	%	%	%
※総事業費については見込み額を記載 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。					

6. 計画期間												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載												
事業の名称	令和 8 年度				令和 9 年度				令和 10 年度			
	4 月	9 月	12 月	3 月	4 月	9 月	12 月	3 月	4 月	9 月	12 月	3 月
ノンステップバス 導入	交付決定日以後着手 											
福祉タクシー 導入	交付決定日以後着手 											
バス停上屋整備	交付決定日以後着手 中央市場口バス停 他 改修 											

7. 協議会の開催状況と主な議論
・ 令和8年3月2日 計画（事業）内容について協議、合意 その他計画の詳細部については、以下の手続き等を行うことで合意 ・ 費用負担額（割合）は調整 ・ 令和8年8月 日 費用負担額（割合）について協議、合意（予定）

8. 利用者等の意見の反映
協議会において、利用者代表委員（金沢市町会連合会副会長）に確認したほか、都市交通戦略・地域公共交通計画策定分科会委員（金沢市身体障害者団体連合会会長）の意見を反映した「第3次金沢交通戦略」においても、福祉タクシーの導入促進が位置付けられている。 （参考）第3次金沢交通戦略 一部抜粋 ・ 駅、バス停のユニバーサルデザインの配慮やノンステップバス及び福祉タクシー車両導入の支援 - 駅における視覚障害者誘導用ブロックや音声案内の整備、バス停における上屋・シェルター、バリアレス縁石の設置など、ユニバーサルデザインに配慮した公共交通環境の整備を推進します（地域公共交通利便増進事業の活用を想定）。 - ノンステップバス及び福祉タクシーの車両導入を促進するため、支援を継続します。

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	石川県企画振興部交通総合対策監室
関係市区町村	金沢市都市政策局交通政策課
交通事業者・交通施設管理者等	北陸鉄道、西日本ＪＲバス、ＪＲ西日本、ＩＲいしかわ鉄道、石川県バス協会、石川県タクシー協会、私鉄バス労働組合協議会、金沢河川国道事務所、石川県土木部、金沢市土木局、石川県警察本部交通部
地方運輸局	北陸信越運輸局、石川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	金沢大学教授、金沢工業大学准教授、北陸地方整備局、金沢商工会議所、金沢商業活性化センター、金沢市町会連合会、金沢市校下婦人会、金沢経済同友会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 金沢市広坂 1-1-1
(所 属) 金沢市都市政策局交通政策課
(氏 名) 阿多 まなみ
(電 話) 076-220-2038
(e-mail) koutsuu@city.kanazawa.lg.jp